

能《弓八幡》再考——足利義教家督相続のための能であった可能性——

重田 みち

脇能《弓八幡》は、後宇多院の時代を舞台に、石清水八幡の旧暦二月の初卯神事に参詣した陪従を、八幡の末社である高良神が迎え神楽を舞い、御代を守ると約束する八幡の神託を告げる、祝言性の高い曲である。作者が世阿弥であることには異論がないが、作能時期については、次の『世子六十以後申楽談儀』第十四条の解釈をめぐって諸説ある。

能書く様。……先、祝言の、かゝり直成道より書き習ふべし。直成体は弓八幡也。曲もなく、真直成能也。当御代のはじめ、のために書きたる能なれば、秘事もなし。この「当御代」が誰のどの代始めを指すかが論点となり、同書の永享二年の奥書時点に將軍であった足利義教とする説(吉田東伍「世阿弥十六部集」序引等)、その頃即位した後花園天皇とする説(能勢朝次「世阿弥十六部集評釈」、同書の筆録は足利義持政権期から始まることに注目し、義持政権の実質的発足(応永十五年頃)の可能性が高いが義教の可能性も否定できないとする説(表章、岩波文庫「申楽談儀」補註四一、『世阿弥 禅竹』補注一六七)、義持の將軍就任時(応永元年)説(天野文雄「弓八幡」成立の時と場)『世阿弥がいた場所』所収)

などがある。表氏は、「八幡」という老体能

の曲名が義持政権期における世阿弥伝書三「道」(応永三十年奥書)に見え、それが《弓八幡》の別名であるとひとまず解されることから、義持のために作られた可能性が高いとするが、その「八幡」が《弓八幡》であると確定はできないことから、義教説も否定していない。一方天野氏は、《弓八幡》の詞章に見える「天下一統」が足利義満による南北朝合一(明德三年「一三九二」を暗示したことばであると見て、それから程ない義持將軍就任(応永元年「一三九四」)を祝った曲であると推測している。世阿弥などの能役者に直接関与したの

は將軍家であり、表氏が指摘するように八幡大菩薩を足利氏が祖神としたことから、天皇ではなく將軍家を祝う能と見るほうが了解しやすい。ただし、以前の私は、これを応永十五年の義持政権発足のための祝言能とする説に従っていたが、いまそれを考え直したい。第一に問題になるのは、先に引用した『世子六十以後申楽談儀』第十四条の文に続く少し後の文に、「当御代」に似た「当御前」の語が次のように見えることである。

祝言の外には、井筒・道盛など、直成能

也。……晴のさるがくに、道盛したき也と存れ共、上の下知にて、実盛・山姥を当御前にてせられし也。

この「当御前」は、文脈の連続性から先の「当御代」と同じ人物を指すと解するのが自然である。ところが右の文に言及される「井筒」《山姥》の曲名は、先述した義持政権期の「三道」には見えず、内容上も世阿弥晩年の作であると推測されている(伊藤正義『謡曲集』等)。そうであるとすれば、先の「当御代」と右の「当御前」がともに義教を指すと見ることも十分可能である。表氏は前者を義持の可能性が高く、後者を義教と解しているが、吉田東伍氏のように、両者とも足利義教と見る解釈を見直してもよいのではないか。

次に、天野氏の《弓八幡》の詞章の「天下一統」や弓を囊む趣向への着目は興味深く、南北朝から義満期までのそれらに関する史料を博搜している点も参考になる。弓矢を囊むことを世の平安をもたらしたとする義満の功績賛美に引く文献が多いとする指摘は、《弓八幡》が足利將軍家を意識して作られたことの証拠と言えよう。ただしそれは義満その人に対してではなく、それに連なる後代に対してであつても問題はないと考える。また、「天下一統」ということばは、天野氏所引の二条河原落書・『太平記』・『吉野御事書案』すべてが後醍醐天皇の親政またはそれに倣う南朝の親政奪還(武家を政権中枢から排除した公家による一頭政治)の意志を指して用いられ、義満の事績をそのように表現した例は見出せ

ない点に注意したい。天野氏の指摘のとおり「両朝一統」や後の義満百年忌の際の「四海一統」の例はあるが、肝心の「天下一統」の例がない。また、「天下」と「四海」が同意と言いきれないことは、日本史研究において「天下」が現実の地理的範囲を指す場合には都と幕府の力が及ぶ畿内を指す（つまり日本六十六箇国のような広域ではない）とする戦国期に関する推測（神田千里『戦国時代の自力と秩序』、吉川弘文館、二〇一三等、川口成人氏教示）があり、世阿弥も「天下」を「田舎・遠国」と対比している（『風姿花伝』奥義篇）ことよって知られる。もっとも、「天下」には実効支配とは関連の薄い中国思想由来の用法もあるため、さらに考察が必要ではあろう。ただいずれにせよ、後代の「四海一統」と世阿弥の用いる「天下一統」は同一の意味と言いきれない点には注意が必要である。

そこで注目したいのが、『弓八幡』の劇中の設定である。袋に入れた弓を老人が君に捧げる趣向は、石清水八幡にそれに該当する神事の形跡がないことから、世阿弥による虚構と見られている。ところがそれにもかかわらず、その日を八幡の二月の初卯とし、具体的な季節や神事の種類の選ばれている点には注意すべきではないか。通常、代始めのためのような晴の能は、その場にふさわしい季節や場所柄を舞台設定に選んで作るはずである。そうであるとするれば、『弓八幡』の初演が二月の初卯かそれに近い日であったか、あるいはそのような時期に「当御代のはじめ」に関する何ら

かの重要な儀礼や行事があったと考えなくてはならない。ところが義満から義持への家督相続は、応永十五年五月の義満急逝直後に、斯波義将の世話により義満が晩年溺愛した足利義嗣への相続を避けるため電光石火の速さで行われ（伊藤喜良『足利義持』吉川弘文館）、石清水社参は翌十六年八月にあったのであり、二月の初卯とは関連が薄い。むしろ『放生川』が八月の季節に合っているように、それに対して、『弓八幡』の劇中の季節は義持から義教への家督相続に近い。応永三十五年一月十七日、病臥にあり死期が近いと悟った義持は、畠山満家に石清水八幡に代参させ抽籤によって義円（後の義教）を次期当主に決定した（『満濟准后日記』等）。翌十八日義持が没し、十九日には義円が相続、室町第に入り二十日癸卯の日に修法を行っている。翌月の初卯に当たる二月二日の記録は管見に入らないが、その直前に石清水八幡の託宣によって家督が義円に決定し相続が実行されたことに注目すれば、『弓八幡』は義教の代始めにふさわしい舞台設定であると言える。これらのことから、『弓八幡』はそのために応永三十五年の一月下旬から二月にかけて作られた曲であり、一方、『三道』の「八幡」は『放生川』を指し、同曲が義持の代始めを祝した曲だった可能性があるのではないかと考え直したい。

『弓八幡』では、前シテが「高良の神とはわれなるが、この御代を守らんと、唯今ここに来りたり。八幡大菩薩の御神託ぞ疑ふな」という詞章とともに姿を消し、後シテが「君を

守りの御恵み、もとより定めある上に、殊にこの君の神徳、天下一統と守るなり」と述べ、「げに頼もしき神心、示現大菩薩八幡の神託ぞ豊かなりける」という祝言で終曲する。その祝福を受けるのは、劇中では後宇多院である。したがってこの曲は、天皇（皇統・君）の治世を確かに輔佐し守護しうる足利將軍家（臣）の力を、その存続決定の機にあたって、將軍家の象徴である八幡大菩薩の威光に譬えつつ祝福した曲であると言えよう。少なくとも表向きは、である。ただし、先の「天下一統」ということばがなぜ用いられたのかについては、依然として疑問が残る。「天下一統」はむしろ、『弓八幡』のストーリーを、後醍醐天皇の先代であり父であった後宇多院の時代に設定したと関係があるのではないか。そして、これが南朝の後醍醐天皇と公家による一頭政治を想起させることばであったとすれば、足利將軍家に対してはいささか不穏な意味もなしとしない。世阿弥はなぜこのようなことばを選び、後醍醐天皇を彷彿とさせる時代を設定したのであろうか。明確な手がかりはないが、『養老』の雄略天皇の時代や『高砂』の延喜の治という設定とは違って、生々しい印象を拭えない。義教期の世阿弥・元雅の不遇・受難と直に結びつけてよいかどうかはわからないが、注意してよいことではないかと考える。天野氏により提示された「天下一統」に関する史料は、今後も当時の能楽を考えるに有用な材料であり続けるのではないか。

（京都芸術大学非常勤講師）